

令和4年度 第1回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和4年5月27日(金) 金沢市第一本庁舎7階 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 米田 満(公認会計士) 委員 深田 宰史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)		
次第	1 開会 2 報告案件 (1) 入札・契約制度の改正等について 3 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等 ア 令和3年度の本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯 (令和4年1月1日から令和4年3月31日) 4 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次安原異業種工業団地造成工事(その3)</li> <li>金沢市立中央地区新中学校(仮称)校舎整備工事(建築工事)</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>東長江町地内災害応急復旧工事(その2)</li> </ul>
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>犀川配水池(1号池)耐震補強工事实施設計業務委託</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>金沢城北市民運動公園土地評価業務委託</li> </ul>
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	令和3年度の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
 金沢市総務局監理課 工事契約係  
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

令和3年度の工事・委託業務の業者選考等は適正であることを確認した。

今後とも国や県の動向を注視し、制度の検証を進めるとともに、随時適切に対応してほしい。また、現在、建設業では将来の担い手確保に向けた働き方改革の推進が喫緊の課題であることから、本市の入札契約制度の中で、これらを後押しする取り組みを積極的に進めてほしい。

4月から試行導入している変動型の最低制限価格制度について、適宜その検証を進め、次回の入札制度評価委員会では、その検証結果について報告してほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p><b>1 入札・契約制度の改正等について</b></p> <p>○ 週休2日モデル工事の対象を拡大することによって、工期が圧迫される懸念はないのか。 また、余裕期間制度モデル工事とはどのようなものなのか。</p>	<p>・ 週休2日モデル工事は、与えられた工期の中で労働力や資材を増やして対応することとなるため、工期の圧迫にはならない。 余裕期間制度モデル工事は、実工期前に余裕期間を追加で設定することにより、全体期間内に事業者の采配で柔軟に施工が可能となる制度である。</p>
<p><b>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</b></p> <p><b>第5次安原異業種工業団地造成工事（その3）</b></p> <p>○ 工事の金額が高額であるが、最低制限価格と同額で抽選となった事業者と、僅差で失格となった事業者が多くを占めている。見積りをするにあたって、積算が容易な案件だったのか。</p> <p><b>金沢市立中央地区新中学校（仮称）校舎整備工事（建築工事）</b></p> <p>○ 共同企業体による参加要件が付された大型の工事であるが、3JV参加のうち、1JVが辞退していること、残りの2JVいずれもが予定価格付近での応札となっていることについて、それぞれ考えられる理由は。</p> <p><b>東長江町地内災害応急復旧工事（その2）</b></p> <p>○ 多くの事業者が最低制限価格付近で応札しているが、積算が容易な背景があるのか。</p> <p><b>屏川配水池（1号池）耐震補強工事実施設計業務委託</b></p> <p>○ 参加した事業者の応札額が、最低制限価格近辺と予定価格近辺で二極化しているが、考えられる理由は。</p> <p><b>金沢城北市民運動公園土地評価業務委託</b></p> <p>○ 土地の買収に当たっては、一般的に不動産鑑定士に業務を委託するものと考えているが、今回補償コンサルタントに業務委託した理由は。</p>	<p>・ 本工事は高額であるものの、盛土工以外では、水路工、自由勾配側溝工、境界ブロック工など、標準積算基準書を参考に容易に積算が可能な一般土木が大部分を占めており、見積りを要する工種や資材費も少なかったことから、事業者にとって最低制限価格の推定が容易であったと考えられる。一方で、全体の割合としては少ないが、集水樹のグレーチング蓋版や、農業用水管路の継ぎ手資材など、見積りを要したものがいくつかあったため、僅差で最低制限価格を下回る応札もあったと想定される。</p> <p>・ 建築工事は民間の発注も多いことから、手持ち工事の状況や配置技術者の不足などが辞退という結果に影響したのではないかと推察している。また、民間工事で受注機会があることにより、過度な競争とならない傾向にあるほか、今回の工事は改修工事であり、施工上の難易度が高かったこと、さらに昨今の労務単価や資材の高騰の影響もあり、落札率が高くなったと考えている。</p> <p>・ 本工事は、施工工種が少ないことに加え、見積りを要する工種もほとんどないことから、比較的積算しやすかったと考えられる。また、現場の状況として、周辺の交通への影響が少なく、作業ヤードも十分確保できるなど、施工しやすい環境であったことから、採算性を考慮した結果、受注意欲が高く、最低制限価格付近での競争となったと考えられる。</p> <p>・ 最低制限価格近辺で応札している事業者は、近年、同種の業務に関して最も受注実績のある事業者、あるいは同種業務に積極的に参加している事業者であるため、今回も高い受注意欲を示した結果が表れたものと推察している。</p> <p>・ 一般的な不動産鑑定ではなく、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づく算出が必要であったことから、その専門的知識を持った事業者へ委託したものである。</p>